

## 平成二十八年法律第八十九号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

### 目次

第一条 総則（第一条～第七条）	第二章 技能実習（第八条～第二十二条）
第一節 技能実習計画（第八条～第二十二条）	第二節 監理団体（第二十三条～第四十五条）
第二節 監理団体（第二十三条～第四十五条）	第三章 外国人技能実習機構（第四十六条～第四十九条）
第三節 技能実習生の保護（第四十六条～第四十九条）	第四節 補則（第五十条～第五十六条）
第四節 補則（第五十条～第五十六条）	第五章 業務（第八十七条～第九十条）
第五章 業務（第八十七条～第九十条）	第六節 財務及び会計（第九十一条～第九十八条）
第六節 財務及び会計（第九十一条～第九十八条）	第七節 監督（第九十九条～第一百条）
第七節 監督（第九十九条～第一百条）	第八節 補則（第一百一条～第一百七条）
第八節 補則（第一百一条～第一百七条）	第九章 罰則（第一百八条～第一百五十五条）
第九章 罚則（第一百八条～第一百五十五条）	附則

（目的）	い、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。
第一条 この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）。次条及び第四十八条第一項において「入管法」という。その他の出入国に関する法令及び労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とする。（定義）	2 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。
第二条 この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をい	3 第二号企業単独型技能実習生（第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）
第三条 第三号企業単独型技能実習生（第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）	4 この法律において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

（目的）	い、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。
第一条 この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）。次条及び第四十八条第一項において「入管法」という。その他の出入国に関する法令及び労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とする。（定義）	2 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。
第二条 この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をい	3 第二号企業単独型技能実習生（第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）
第三条 第三号企業単独型技能実習生（第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）	4 この法律において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。
（目的）	い、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。



十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第二百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十二条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四条第四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第一百一一条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十号）第二百二十三条若しくは第二百二十五条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第八十三条若しくは第八十六条第一項（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当したこととなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のかかる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

九 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をした者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二 法人であつて、その役員のうちに前各号のいづれかに該当する者があるもの

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者（技能実習計画の変更）

第十二条 実習実施者は、実習認定を受けた技能実習計画（以下「認定計画」という。）について第八条第二項各号（第五号を除く。）に掲げた事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

二 第八条第三項から第五項まで及び前二条の規定は、前項の認定について準用する。

（機構による認定の実施）

第十二条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、外国人技能実習機構（以下この章において「機構」という。）に、第八条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第四項において同じ。）に関する事務（以下「認定事務」という。）の全部又は一部を行わねばならない。

二 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、当該認定事務の全部又は一部を行わないものとする。

三 機構が認定事務の全部又は一部を行う場合における第八条から前条までの規定の適用については、第八条第一項、第九条及び前条第一項中「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

四 機構は、第八条第一項の認定を行つたときは、遅滞なく、その旨を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

五 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、第八条第五項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料を機構に納付しなければならぬ。

7 前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

**第十三条** 主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であつた者（以下この項及び次条第一項において「実習実施者等」という。）、監理団体若しくは監理団体であつた者（以下この項、次条第一項及び第三十五条第一項において「監理団体等」という。）若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であつた者（以下の項及び次条第一項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に關係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他の技能実習に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。  
(機構による事務の実施)

**第十四条** 出入국在留管理厅長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることとするときは、その旨を公示しなければならない。  
(報告徴収等)

二 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に對して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務

二、その職員をして、關係者に對して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団

3 機構は、前項の指示に従つて第一項に規定する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求める場合は検査を行わせる場合には、機構に対し、必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

大臣に報告しなければならない。  
(改善命令等)

第十五条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者が認定計画に従つて技能実習を行わせていないと認めるとき、又はこの法律その他出入国若しくは労働に関する法律若しくはこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該実習実施者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(認定の取消し等)

第十六条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一 実習実施者が認定計画に従つて技能実習を行わせていないと認めるとき。

二 認定計画が第九条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

三 実習実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 第十三条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第十四条第一項の規定により機構が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により



に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあつては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。

七 第二十三条第一項の許可の申請が一般監理事業に係るものである場合は、申請者が団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

八 前各号に定めるものほか、申請者が、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものであること。

九 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を申請者に通知しなければならない。

十 主務大臣は、前条第一項の規定により機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、前項の通知を機関を経由して行わなければならない。(許可の欠格事由)

二 第三十一条に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)の役員であつた者、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

四 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分による行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

四 第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ 第一号(第十条第十三号に係る部分を除く。)又は前号に該当する者

ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合(同項第二号の規定による法

より監理許可を取り消された場合については、第一号(第十条第十三号に係る部分を除く。)に該当する者となつたことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当現に当該処分を受けた者の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第三十号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)の役員であつた者、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

三 第二十九条監理団体は、職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかるわらず、技能実習職業紹介事業(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあつせんすることを業として行うものをいう。以下この条において同じ。)を行うことができる。

四 第二十九条監理団体は、監理事業に關し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けではない。

五 第二十九条監理団体は、前項の規定にかかるわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。

(許可証)

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

(職業安定法の特例等)

七 第二十九条監理団体は、職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかるわらず、技能実習職業紹介事業(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあつせんすることを業として行うものをいう。以下この条において同じ。)を行うことができる。

八 第二十九条監理団体が行う技能実習職業紹介事業において必要な事項は、主務省令で定める

九 第二十九条監理団体は、監理事業に關し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けではない。

十 第二十九条監理団体は、前項の規定にかかるわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。

(許可証)

十一 第二十九条主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしたときは、監理事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

十二 第二十九条許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、監理事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

十三 第二十九条主務大臣は、許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

十四 第二十九条第二項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第二項及び第三項、第二十六条(第二号、第三号及び第五号ハ及びニを除く。)並びに第二十九条の規定は、許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の許可等)  
第三十二条 監理団体は、監理許可に係る事業の区分を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、監理団体は、許可証の書換えを受けなければならない。

2 前項の許可については、第二十三条第二項から第五項まで及び第七項、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)並びに第二十九条の規定を準用する。

3 監理団体は、第二十三条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項(主務省令で定めるものを除く。)に变更があつたときは、変更の日から一月以内に、その旨を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第二十三条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

5 主務大臣は、第三項の規定による監理事業を行なう事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、当該事業所に係る事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

6 場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

7 第三項の規定による届出の受理に係る事務については第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

第三十三条 監理団体は、第十九条第二項の規定による通知を受けた場合その他実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行なわせることが困難となつたと認めるときは、遅滞なく、当該通知に係る事項その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。  
(事業の休廃止)

第三十四条 監理団体は、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止しようとする

ときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨及び当該監理団体が実習監理を行う団体監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。  
(報告徴収等)

第三十五条 主務大臣は、この節の規定を施行するに必要な限度において、団体監理型技能実習関係者、監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であつた者をいう。以下この項において同じ。若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員(以下この項において「役員」という。)若しくは役員であった者(以下この項において「役職員等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に關係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。  
(改善命令等)

第三十六条 主務大臣は、監理団体が、この法律その他出入国若しくは労働に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずる

2 第三項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

2 第三項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

二 第二十六条各号(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。

三 第三十条第一項の規定により付された監理許可の条件に違反したとき。  
四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

五 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。  
六 主務大臣は、監理許可(一般監理事業に係るものに限る。)を受けた監理団体が第二十五条第一項第七号の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、職權で、当該監理許可を特定監理事業に係るものに変更することができる。

2 主務大臣は、第一項第一号又は第三号から第五号までのいづれかに該当するときは、期間を定めて当該監理事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
3 主務大臣は、監理団体が第一項第一号又は第三号から第五号までのいづれかに該当するときは、期間を定めて当該監理事業をした場合には、その旨を公示しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定による監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更又は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。  
(名義貸しの禁止)

第三十七条 主務大臣は、自己の名義をもつて、他人に監理事業を行わせてはならない。

2 第三項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

2 第三項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

一 団体監理型技能実習生の受入れの準備に関すること。

二 団体監理型技能実習生の保護その他の団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整に関すること。

三 次節に規定する技能実習生の保護その他の団体監理型技能実習生の保護に関すること。  
四 团体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理に関すること。

五 国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に関すること。

2 監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。  
3 第二十六条第五号イ(第十条第十一号に係る部分を除く。)又はロからニまでに該当する者  
一 第二十六条第五号イ(第十条第十一号に係る部分を除く。)又はロからニまでに該当する者  
2 前項の規定による選任の日前五年以内又はその選任の日以後に出入国又は労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならぬ。

三 未成年者

3 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。

4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。  
5 監理団体は、前項に規定する指示を行つたときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

2	監理団体は、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理事業に関する事業報告書を作成し、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。	3 第一項の規定による監査報告書の受理及び前項の規定による事業報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。	4 第四十三条 監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。	5 第四十四条 監理団体の役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。 （主務省令への委任）
第三節 技能実習生の保護	第四十五条 この節に定めるもののほか、監理団体の許可の手続その他この節の規定の実施に關し必要な事項は、主務省令で定める。	第四十六条 実習監理を行う者（第四十八条第一項において「実習監理者」という。）又はその役員若しくは職員（次条において「実習監理者等」という。）は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不恰當に拘束する手段によつて、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。	第四十七条 実習監理者等は、技能実習生等（技能実習生又は技能実習生にならうとする者をいふ。以下この条において同じ。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。	第五十条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に対する申告
（指導及び助言等）	第五十一条 実習実施者等は、前項の申告をしたことの確認として、技能実習生に対して技能実習の中止その他の不利益な取扱いをしてはならない。	第五十二条 主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習実施者の評価試験の振興に努めなければならない。	第五十三条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。	第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣が実習実施者等に属する事業を所管する大臣（次条第一項において「事業所管大臣」という。）に対し、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に關し必要な協力を要請することができる。
（連絡調整等）	第五十五条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要な指導及び助言をすることができる。	第五十五条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、当該措置が速やかに実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。	第五十六条 地域において技能実習に關する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会（以下この条において「地域協議会」という。）を組織することができる。	第五十六条 地域において技能実習に關する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会（以下この条において「地域協議会」という。）を組織することができる。
第五十一条 実習実施者及び監理団体は、第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定によることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能	第五十七条 第五十五条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体その他の関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。	第五十七条 第五十五条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体その他の関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。	第五十七条 第五十五条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体その他の関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。	第五十七条 第五十五条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体その他の関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。

実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 地域協議会の事務に従事する者又は従事して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 前各項に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

### 第三章 外国人技能実習機構

#### 第一節 総則

##### (機構の目的)

第五十七条 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、外国人の技能等の修得等に關し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

第五十八条 機構は、法人とする。

第五十九条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

第六十条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

第六十一条 機構は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いてはならない。（登記）

第六十二条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対する抗議ができない。

（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用）

第六十三条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

（発起人） 第二節 設立

第六十四条 機構を設立するには、技能実習にして専門的な知識と経験を有する者三人以上が

（定款の作成等）

第六十五条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に對し機構に対する出資を募集しなければならない。

第六十六条 定款には、次の事項を記載しなければならない。

（定款の作成等）

第六十七条 機構に、役員として理事長一人、理

事三人以内及び監事一人以内を置く。

第六十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

（役員の職務及び権限）

第六十九条 機構に、役員として理事長一人、理

事三人以内及び監事一人以内を置く。

（代理人の選任）

第七十条 理事長は、機構の業務を掌理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

（代理人の選任）

第七十一条 理事長が欠員のときは、その職務を行ふ。

（代理人の選任）

第七十二条 理事長が、主務大臣が任命

（監事の兼職禁止）

第七十三条 理事長は、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁

判外の行為を行ふ権限を有する代理人を選任す

ることができる。

（代理人の選任）

第七十四条 機構の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第七十五条 機構の職員は、刑法その他の

規則により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

（監事の兼職禁止）

第七十六条 機構の職員を兼ねてはならない。

（監事の兼職禁止）

第七十七条 機構と理事長又は理事との利益が相

反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。

この場合においては、監事が機構

を代表する。

（代理人の選任）

第七十八条 機構の職員は、機構の職員のうちから、

機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁

判外の行為を行ふ権限を有する代理人を選任す

ることができる。

（代理人の選任）

第七十九条 機構の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの

職にあつた者は、正当な理由なく、その職務上

知ることができた秘密を漏らし、又は盗用して

はならない。

（職員の任命）

第八十一条 機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁

判外の行為を行ふ権限を有する代理人を選任す

ることができる。

（代理人の選任）

第八十二条 機構に、第八十七条の業務（同条第

二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除

く。以下この条において同じ。）の円滑な運営

を図るため、評議員会を置く。

（設置）

第八十三条 評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要事項を審議する。

（評議員会）

第八十四条 機構の業務の運営に関する重要な

事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第八十五条 評議員会は、評議員十五人以内をもつて組織する。

（評議員）

第八十六条 評議員は、労働者を代表する者、事

業主を代表する者及び技能実習に関して専門的

な知識と経験を有する者のうちから、理事長が

主務大臣の認可を受けて任命する。

2	評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。
3	評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
4	評議員は、再任されることができる。
	(評議員の解任)
	第八十五条 理事長は、評議員が第七十四条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。
	(評議員の秘密保持義務等)
第八十六条 第八十一条及び第八十二条の規定は、評議員について準用する。	

2	(業務の範囲)
第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	一 技能実習に関する次に掲げる業務
	イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。
	ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。
	ハ 第十八条第一項（第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受けること。
	二 第二十四条第一項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書を受理すること。
	三 第二十四条第三項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書を受理すること。
	四 第二十九条第四項（第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により許可すること。
	五 第二十九条第四項（第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により再交付すること。
二	技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を

2	(事業年度)
第九十一条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。	
二	技術実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を

2	行う業務（次号に掲げる業務に該当するもの除外。）
三	三 技能実習を行うことが困難となつた技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことができる希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務
四	四 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務
五	五 その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務
六	六 前各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。）に係る手数料を徴収する業務
七	七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
2	(業務の委託)
第八十八条 機構は、主務大臣の認可を受けて、前条の業務（同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。）の一部を委託することができる。	1 前条及び第八十一条の規定は、前項の規定による委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他他の当該委託を受けた業務に従事する者について準用する。
2	(業務方法書)
第八十九条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとともに、同様とて準用する。	1 前項の業務方法書には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。
2	(資料の交付の要請等)
第九十条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請したときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。	1 前項の業務方法書には、主務大臣の認可を受けなければならない。
2	(資料の交付の要請等)
第九十一条 機構は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請したときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。	1 前項の業務方法書には、主務大臣の認可を受けなければならない。
2	(資料の交付の要請等)
第九十二条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとともに、同様とて準用するときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。	2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
2	(財務諸表等)
第九十三条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	1 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第八十七条の業務に要する必要な指導及び助言を行う業務
2	(借入金)
第九十五条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、主務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。	2 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
3	(預金)
第九十六条 機構は、予算の範囲内において、機構に對し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。	3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4	(余裕金の運用)
第九十七条 機構は、次の方法によるほか、業務上のあるべきものと認められるものとする。	4 主務大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
5	(交付金)
第九十八条 機構は、次の方法によるほか、業務上のあるべきものと認められるものとする。	5 機構は、長期借入金及び債券発行を行うことができる。
6	(余裕金の運用)
第九十九条 機構は、次の方法によるほか、業務上のあるべきものと認められるものとする。	6 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
7	(監督)
第九十条 機構は、主務大臣が監督する。	7 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第八十七条の業務に要する必要な指導及び助言を行う業務





